

(証券コード 6316)  
平成27年12月1日

株 主 各 位

東京都千代田区内神田三丁目4番15号  
**株式会社丸山製作所**  
取締役社長 尾 頭 正 伸

### 第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年12月16日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成27年12月17日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内神田一丁目1番12号  
コープビル6階 第三会議室（末尾記載の[会場ご案内図]をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第80期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容、計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.maruyama.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年10月1日から  
平成27年9月30日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、政府や日銀の各種政策の効果もあり、設備投資にも持ち直しの動きがみられ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外経済におきましては、米国は回復傾向が続いておりますが、アジア新興国等において弱さがみられ、米国の金融政策の正常化への動きや、ユーロ圏内での諸問題など、景気の下振れリスクが残っております。

当社グループの主力事業である農林業用機械市場全体での出荷・生産実績は、輸出におきましては、円安効果などにより、前年に対し増加いたしました。しかしながら、国内におきましては、前年からの米価下落を背景とした設備投資意欲の低下、農業従事者の減少や高齢化などにより減少しており、市場を巡る企業間競争は引き続き厳しいものとなっております。

このような状況のもと、当社グループは、国内におきましては、「創業120周年丸山サンクスキャンペーン」を全国で実施し、キャンペーン製品を中心に積極的な営業活動を展開することにより販売の拡大に努めてまいりました。一方、海外におきましては、欧州の販売拠点としてベルギーに駐在事務所、東南アジアの販路拡大のためタイに販売会社を設立するなど、新たな海外販路の開拓と販売の拡大に取り組んでまいりました。

これらの結果、国内におきましては、当連結会計年度の9月から適用されたディーゼルエンジン排出ガス規制前の更新需要はありましたが、米価の下落による設備投資意欲の低下や、消費税増税後の回復の遅れなどにより、国内売上高は26,358百万円（前期比5.2%減）となりました。また、海外におきましては、景気回復や円安効果などにより、中南米、アジア向けを中心に増加したため、海外売上高は8,820百万円（前期比10.1%増）となりましたが、国内の減少を補うまでには至らず、売上高合計は35,178百万円（前期比1.8%減）となりました。利益面では、売上高の減少、円安に伴う材料費の高騰による原価率の上昇などにより売上総利益が減少したため、営業利益は1,249百万円（前期比35.3%減）、経常利益は946百万円（前期比40.3%減）となりました。当期純利益は、法人税率の引下げに伴う繰延税金資産の取崩しによる法人税等調整額の増加はありましたが、投資有価証券の売却益を計上したことなどにより、647百万円（前期比0.5%増）となりました。

セグメント別状況は次のとおりであります。

#### 農林業用機械部門

国内におきましては、「創業120周年丸山サンクスキャンペーン」を中心に、積極的な営業活動を展開したこと、当連結会計年度の9月から適用されたディーゼルエンジン排出ガス規制前の更新需要などにより、下期においては、前期に比べ高性能防除機が増加しましたが、米価の下落による設備投資意欲の低下や、上期までの消費税増税後の回復の遅れなどにより、通期の売上高は減少いたしました。また海外におきましては、防除機、林業機械が増加しましたが、国内の減少を補うまでには至らず、国内外の農林業用機械の売上高合計は26,483百万円（前期比1.2%減）となりました。

#### 工業用機械部門

国内におきましては、ほぼ前期並みとなりましたが、海外において、景気回復や円安効果などにより、北米、欧州向けを中心に工業用ポンプが増加した結果、国内外の工業用機械の売上高合計は5,701百万円（前期比2.9%増）となりました。

#### その他の機械部門

消防機械を主なものとする、その他の機械の売上高は2,779百万円（前期比14.7%減）となりました。

#### 不動産賃貸他部門

不動産賃貸他の売上高は534百万円（前期比4.1%減）となりました。

## セグメント別売上高明細表

(単位：百万円)

セグメント名称	前 期		当 期		前期比 増減率 (%)
	売上高	構成比 (%)	売上高	構成比 (%)	
農 林 業 用 機 械	26,811	74.8	26,483	75.3	△1.2
工 業 用 機 械	5,539	15.5	5,701	16.2	2.9
そ の 他 の 機 械	3,259	9.1	2,779	7.9	△14.7
不 動 産 賃 貸 他	557	1.6	534	1.5	△4.1
調整額 (セグメント間取引)	△346	△1.0	△320	△0.9	－
合 計 (うち海外)	35,822 (8,010)	100.0 (22.4)	35,178 (8,820)	100.0 (25.1)	△1.8 (10.1)

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

単体の部門別売上高明細は次のとおりであります。

## 部門別売上高明細表 (単体)

(単位：百万円)

部 門		前 期		当 期		前期比 増減率 (%)
		売上高	構成比 (%)	売上高	構成比 (%)	
農林業用機械	防 除 機	12,798	39.4	12,282	38.2	△4.0
	林 業 機 械	5,925	18.2	6,211	19.3	4.8
	部 品	5,031	15.5	5,043	15.7	0.2
	そ の 他	3,139	9.7	3,046	9.4	△3.0
	小 計	26,895	82.8	26,583	82.6	△1.2
工 業 用 機 械		4,736	14.6	4,804	14.9	1.4
消 防 機 械		193	0.6	119	0.4	△38.4
そ の 他		113	0.4	125	0.4	10.8
計		31,938	98.4	31,632	98.3	△1.0
不 動 産 賃 貸 他		527	1.6	534	1.7	1.3
合 計 (うち海外)		32,466 (8,041)	100.0 (24.8)	32,166 (8,835)	100.0 (27.4)	△0.9 (9.9)

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,701百万円であります。主な内容は、生産性の向上・合理化を目的とした当社千葉工場の塗装前処理工場の建設および製造子会社である日本クライス株式会社の加工設備の更新であります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金と借入金で賄い、社債および新株式の発行による資金調達は行っておりません。

#### 4. 対処すべき課題

当社グループは、厳しく変化する経営環境の下、「将来の不安をチャンスに変える」をキーワードに、次の事項を重点課題として、全社員がチャレンジャーとしての攻めの精神「果敢な行動と挑戦」によって、収益力の向上ならびに経営体質の強化に努めてまいります。

##### ① 国際競争力の強化

海外につきましては、今年、欧州には販売拠点としてベルギーに駐在事務所を開設し、タイには販売会社としてアジアマルヤマ（タイ）を設立しました。また、需要規模の大きな北米市場では現地販売会社であるマルヤマUSによる販売の強化と顧客ニーズに合わせた新製品の投入によって、海外市場の売上拡大に努めてまいります。

農業の機械化が進む中国、東南アジアなどにおきましても現地に根ざした地域密着型の生産・販売・サービス活動の展開により販路の拡大に努めてまいります。

また、国内外の生産工場において、市場に合わせた設計、最適場所での生産、海外調達を含めた購買力の強化、現場改善活動による生産性の向上によってコストダウンを図り、国際競争力のある製品を提供してまいります。

##### ② 国内の市場変化への対応

国内では、農家減少だけではなく、人口そのものの減少、排気ガスを含めた様々な分野での規制強化など、主力である農業機械事業を進める上で大きな影響が懸念されております。しかしながら、農家人口が減少すれば農業の機械化、特に大型機械の需要が見込まれますし、TPPによる影響、食料保全および政府の地方創生の動きからも国による農業強化の支援が予想されます。

そのような国内市場環境の変化に迅速かつ適切に対応し、生産と販売が一体となって、お客様に喜ばれる新製品を開発し、当社の強みである独自の技術力や提案力と全国に展開する当社グループの営業組織を活かした展開によって販路拡大を推進してまいります。

##### ③ コーポレートガバナンス体制の強化

取締役会の監督機能をより一層強化することに加え、監督と業務執行を分離し、迅速な意思決定を行うため、次期より社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を置く監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

新しい体制の下で、当社が株主様をはじめお客様・従業員・地域社会の皆様の立場を踏まえた上で、経営の透明性・公正性をさらに向上させ、加えて迅速・果断な意思決定を行うための仕組みとなるコーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

## (1) 連結

区 分	期 別	第77期 (平成24年9月期)	第78期 (平成25年9月期)	第79期 (平成26年9月期)	第80期 (平成27年9月期)
売 上 高 (百万円)		30,927	32,873	35,822	35,178
経 常 利 益 (百万円)		1,198	1,494	1,586	946
当 期 純 利 益 (百万円)		550	836	644	647
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		11円12銭	16円93銭	13円10銭	13円20銭
総 資 産 (百万円)		30,593	33,948	32,732	34,449
純 資 産 (百万円)		12,278	13,726	14,242	14,383

(注) 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中の平均発行済株式数は、自己株式数を除いて算出しております。自己株式数に関する事項につきましては、後記「Ⅱ. 会社の株式に関する事項」の注記をご参照下さい。

## (2) 単体

区 分	期 別	第77期 (平成24年9月期)	第78期 (平成25年9月期)	第79期 (平成26年9月期)	第80期 (平成27年9月期)
売 上 高 (百万円)		27,613	29,860	32,466	32,166
経 常 利 益 (百万円)		919	1,327	1,410	824
当 期 純 利 益 (百万円)		474	786	848	450
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		9円60銭	15円93銭	17円25銭	9円19銭
総 資 産 (百万円)		27,104	30,501	29,507	31,489
純 資 産 (百万円)		11,156	12,442	13,257	13,320

(注) 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中の平均発行済株式数は、自己株式数を除いて算出しております。自己株式数に関する事項につきましては、後記「Ⅱ. 会社の株式に関する事項」の注記をご参照下さい。

## 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
マルヤマエクセル株式会社	242百万円	100%	消防機械、工業用機械、農林業用機械の製造販売
日本クライス株式会社	95百万円	100%	農林業用機械の製造販売

(注) 連結子会社は上記の重要な子会社2社を含め7社であります。

## 7. 主要な事業内容

部門	営 業 品 目	
農 林 業 用 機 械	防 除 機	噴霧機、散布機
	林 業 機 械	刈払機、チェーンソー、ヘッジトリマー
	部 品	各種アタッチメント、付属部品
	そ の 他	水田中耕除草機、水田溝切機、ブロワー、灌水ポンプ、その他
工 業 用 機 械	工業用高圧ポンプ、高圧洗浄機	
そ の 他 の 機 械	消火器、防災関連機器及び付属部品、環境衛生用機械、その他	
不 動 産 賃 貸 他	不動産賃貸、売電事業	



## 8. 主要な営業所及び工場

## (1) 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区	茨城営業所	茨城県土浦市	四国営業所	香川県観音寺市
北海道営業所	北海道札幌市	北関東営業所	栃木県鹿沼市	福岡営業所	福岡県久留米市
秋田営業所	秋田県秋田市	千葉営業所	千葉県東金市	熊本営業所	熊本県熊本市
北東北営業所	岩手県紫波郡矢巾町	静岡営業所	静岡県藤枝市	南九州営業所	鹿児島県鹿児島市
南東北営業所	山形県天童市	名古屋営業所	愛知県北名古屋市	千葉工場	千葉県東金市
福島営業所	福島県岩瀬郡天栄村	北陸営業所	石川県金沢市	東金第二工場	千葉県東金市
新潟営業所	新潟県長岡市	大阪営業所	大阪府茨木市	鏡野事業所	岡山県苫田郡鏡野町
甲信営業所	長野県塩尻市	中国営業所	広島県広島市	福島事業所	福島県岩瀬郡天栄村

(注) 福岡営業所は、平成27年4月13日付にて、福岡県筑紫野市から移転いたしました。

## (2) 子会社

会 社 名	本社所在地	拠 点
日本クライス株式会社	千葉県東金市	
マルヤマエクセル株式会社	東京都千代田区	東北営業所（宮城県）、東京営業所（東京都）、千葉営業所（千葉県）、名古屋営業所（愛知県）、西日本営業所（大阪府）、九州営業所（福岡県）、製造部（千葉県）
マルヤマU.S.,INC.	米国テキサス州	
西部丸山株式会社	岡山県苫田郡鏡野町	
丸山物流株式会社	福島県岩瀬郡天栄村	千葉センター（千葉県） 西部センター（岡山県）
マルヤマ（タイ）CO.,LTD.	タイ王国チョンブリ県	
丸山（上海）貿易有限公司	中国上海市	

(注) マルヤマエクセル株式会社は、平成27年4月1日付にて、本社を東京都墨田区から移転いたしました。

## 9. 使用人の状況

### (1) 連結

使用人数	前期末比増減
932名	22名増

### (2) 単体

使用人数	前期末比増減
531名	14名増

## 10. 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,744
農林中央金庫	1,175
みずほ信託銀行株式会社	985
株式会社千葉興業銀行	863
株式会社りそな銀行	400

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 139,061,000株
2. 発行済株式の総数 50,293,328株 (自己株式1,204,611株を含む。)
3. 単元株式数 1,000株
4. 株主数 6,011名
5. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,100	4.28
農 林 中 央 金 庫	2,052	4.18
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	1,625	3.31
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,400	2.85
クレディスイス ルクセンブルグ エスエー オン ビハーフ オブ クライアーツ	1,398	2.85
丸 山 製 作 所 取 引 先 持 株 会	1,195	2.44
株 式 会 社 ク ボ タ	954	1.94
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	767	1.56
丸 山 製 作 所 従 業 員 持 株 会	744	1.52
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	734	1.50

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (1,204,611株) を控除して算出しております。
2. 当社は、平成23年8月9日開催の取締役会において、「株式給付信託 (J-ESOP) 」を導入することを決議し、平成23年9月2日から平成23年9月7日にかけて資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が当社株式524,000株を取得しております。なお、平成27年9月30日現在において信託E口が所有する当社株式517,000株を自己株式数に含めております。

6. その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
内山 治 男	代表取締役 会長	
尾頭 正 伸	代表取締役 社長	
鎌倉 利 博	専務取締役	管理本部長
杉本 淳 一	常務取締役	生産本部長兼千葉工場長兼量産品事業部長 日本クライス株式会社代表取締役社長 西部丸山株式会社代表取締役社長
遠藤 茂 巳	常務取締役	営業本部長兼国内営業本部長 マルヤマエクセル株式会社代表取締役社長 丸山物流株式会社代表取締役社長
山田 克 彦	取締役	生産本部品質ものづくり統括部長兼千葉工場品質管理部長
石村 孝 裕	取締役	営業本部営業推進統括部長
内山 剛 治	取締役	経営企画室長 マルヤマU.S.,INC.取締役会長 マルヤマ(タイ)CO.,LTD.取締役社長
小松 豊	取締役	日油株式会社社外取締役
砂山 晃 一	常任監査役(常勤)	
三輪 成 祥	監査役(常勤)	
土岐 敦 司	監査役	弁護士 ミドリ安全株式会社社外監査役 日鉄住金テックスエンジ株式会社社外監査役
税所 正 明	監査役	第一生命農林中金ビル管理株式会社代表取締役 常務

- (注) 1. 取締役小松豊氏は、社外取締役であります。
2. 常任監査役砂山晃一、監査役土岐敦司および監査役税所正明の3氏は、社外監査役であります。なお、監査役土岐敦司氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

3. 平成26年12月18日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、取締役松田一郎氏は任期満了により退任いたしました。
4. 取締役小松豊氏は、平成27年6月26日付で日油株式会社の社外監査役を退任し、同日付で同社の社外取締役就任しております。
5. 監査役土岐敦司氏は、平成27年6月26日付で株式会社クレディセゾンの社外監査役を退任しております。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役10名	215,417千円（うち社外1名8,400千円）
監査役4名	45,220千円（うち社外3名25,910千円）

（注）平成16年12月21日に開催された定時株主総会の決議による取締役の報酬は月額25,000千円以内、監査役の報酬は月額7,000千円以内であります。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職の状況等及び当該兼職先と当社との関係

- ①取締役小松豊氏は、日油株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社と日油株式会社との間に特別な関係はありません。
- ②監査役土岐敦司氏は、ミドリ安全株式会社の社外監査役および日鉄住金テックスエンジニアリング株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社とミドリ安全株式会社および日鉄住金テックスエンジニアリング株式会社との間に特別な関係はありません。また、株式会社クレディセゾンの社外監査役を兼職しておりましたが、当社と株式会社クレディセゾンとの間に特別な関係はありません。
- ③監査役税所正明氏は、第一生命農林中金ビル管理株式会社の代表取締役常務を兼職しております。なお、当社と第一生命農林中金ビル管理株式会社との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における 発言その他の活動
取締役 小松 豊	1年9ヶ月	当期期間中に開催されました取締役会13回中13回に出席しました。	会社経営における豊富な経験に基づき議案、審議等において適宜質問し意見を述べるなど、必要に応じて発言しております。
監査役 山 晃	2年9ヶ月	当期期間中に開催されました取締役会13回中13回に、また監査役会7回中7回に出席しました。	常勤監査役として、豊富な経験と多角的な視点から、議案、審議等において適宜質問し意見を述べるなど、必要に応じて発言しております。
監査役 土岐 敦	13年9ヶ月	当期期間中に開催されました取締役会13回中12回に、また監査役会7回中5回に出席しました。	弁護士としての豊富な経験と専門的見地から議案、審議等において適宜質問し意見を述べるなど、必要に応じて発言しております。
監査役 税所 正明	2年9ヶ月	当期期間中に開催されました取締役会13回中13回に、また監査役会7回中7回に出席しました。	他社における豊富な経験に基づき議案、審議等において適宜質問し意見を述べるなど、必要に応じて発言しております。

4. 責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

## V. 会計監査人に関する事項

1. 名称 監査法人大手門会計事務所

### 2. 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額  
20,000千円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を区別しておらず、実質的にも区別できないため①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査の内容・職務の遂行状況および報酬見積額について検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

### 3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査の適正性及び信頼性の確保という観点から会計監査人の選任等に関する議案の内容を決定します。

- ① 監査役会は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか等を確認し、監査体制、独立性及び専門性が適切であると判断した場合は、会計監査人の選任議案を決定または解任・不再任議案を提出しない決定をするものとし、いずれかが不適切で会計監査の適正性及び信頼性に疑義があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任議案を決定するものとしします。
- ② 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当する可能性があると認識した場合は確認の上、該当の有無を判断するものとし、監査役全員が該当・解任相当と判断した場合は会計監査人を解任します。また、1人以上の監査役が該当・解任相当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人解任または不再任議案の決定を検討するものとしします。

## VI. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制の整備

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制として、次の10項目を取締役会で定め、実践しております。

(1)当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと捉えて、取締役会が制定した「丸山グループ・コンプライアンスマニュアル」を、当社グループ役員全員に配布するとともに、コンプライアンスマインドを浸透させるための啓発・研修を定期的実施します。
- ② コンプライアンス上の問題が発生した場合に備え、社内外に当社グループ内部者からの公益通報を受付ける報告・相談窓口（ホットライン）を設置するなど、未然防止のための牽制および迅速な対応が取れる内部通報体制の整備をし、「公益通報者保護規程」により、通報者の保護を徹底します。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、取引を含め一切の関係を遮断するとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で対応します。そのために所管部署、対応方法などを定めるなど必要な体制を整備します。

(2)当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 定款および取締役会規則に従い、株主総会議事録、取締役会議事録を作成し、適切に保存、管理します。なお、それらの資料についても同様に適切な保存、管理を行います。
- ② 経営会議、合同経営会議、各種委員会などの重要な社内会議の議事録および資料については、文書管理規程により、適切に作成、保存、管理を行います。
- ③ 取締役決裁の稟議書を、稟議規程の規定に従い、適切に保存、管理します。

(3)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおいて、大規模な事故、災害、不祥事、トラブルなどが発生した場合に備え、危機管理担当取締役は、「危機管理対応マニュアル」を定期的に見直し、充実をはかるとともに、これらの問題の発生を予防するための対策を講じます。また、事業継続を確保するための事業継続計画（BCP）を順次策定し適時の見直しを実施します。



- ② 当社グループ内で重要な問題が発生した場合、危機管理担当取締役はCSR委員会を速やかに招集し、対策を検討するとともに、指名された担当取締役は対策を適切に実施します。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会、経営会議、合同経営会議、CSR委員会などの会議体を適切に活用することで、意思決定が迅速かつ合理的に行える社内体制を維持していきます。
  - ② 取締役の業務分担、各部門の職務分掌、職務権限などの社内規程を整備、見直しながら、効率的に職務が執行できる社内体制を充実していきます。
  - ③ 社長直属の内部監査室は、内部監査基準にもとづきグループ各社を含む全社の業務運営を監査します。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の主要な役員とグループ会社社長で構成する「経営会議」、また、当社グループ全役員で構成する「合同経営会議」を年間計画に基づき開催し、グループ会社の財務状況及びその他の重要な情報等について定期的に報告することにより、意思疎通及び情報交換をはかり、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。
  - ② 当社グループにおいて、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、当社グループの取締役は危機管理担当取締役に報告します。報告を受けた危機管理担当取締役はCSR委員会を速やかに招集し、事実関係を調査の上、リスク回避、軽減その他必要な措置を講じます。
  - ③ 当社グループは、「丸山グループ・コンプライアンスマニュアル」に記載された企業行動規範を含む法令を遵守します。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役付として会社業務に経験豊富な専属の使用人を1名以上置き、監査業務の補助を行います。
- (7) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役付の使用人が取締役の指揮命令を受けないようにします。
  - ② 監査役付の使用人について、異動、配属、懲戒などの人事異動を行う場合は、監査役会との連携を図りつつ、事前に承諾を得ます。

(8)当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 報告すべき次の事象が発生した場合は、危機管理担当取締役が監査役に遅滞なく報告します。
  - a. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
  - b. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - c. 内部通報による報告を含む、重要なコンプライアンス違反
  - d. その他会社経営上の重要な事項
- ② 監査役付の使用人が前項に関して重大な事実を発見した場合は、監査役に直接遅滞なく報告します。
- ③ 監査役へ報告した者が当該報告を理由に不利益な取り扱いを受ける事のないよう報告者の保護を徹底します。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の指示に基づく監査役付の使用人の調査や情報収集に対して、当社グループ各部門は迅速に対応・協力します。
- ② 監査役から業務執行に係る報告を求められた場合は、担当取締役又は使用人が速やかに報告を行います。
- ③ 監査役は「経営会議」「合同経営会議」をはじめとする重要な全ての社内会議・各種委員会などに、無条件で出席することができるものとします。
- ④ 代表取締役等と監査役が定期的に情報交換する場を設けます。
- ⑤ 監査役の監査業務を抑制することのないよう、職務の執行に必要な費用の前払い及び償還を受けることができるものとします。

(10)財務報告の適正を確保するための体制の整備

- ① 内部監査室が財務報告の適正を確保するための内部統制システムの整備・運用状況を適切に評価します。
- ② 財務報告の適正を確保するための内部統制システムをより一層有効なものにするために、内部統制推進委員会を中心に体制の整備ならびに適切な運用を行います。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を13回、経営会議を10回および合同経営会議を2回開催しております。

### (2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・経営会議・合同経営会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

### (3) 内部監査の実施

内部監査計画に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しております。

### (4) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,371,540	流動負債	11,655,465
現金及び預金	2,681,490	支払手形及び買掛金	2,748,597
受取手形及び売掛金	11,013,095	電子記録債務	5,607,601
商品及び製品	5,715,730	短期借入金	83,979
仕掛品	328,297	社債(1年内償還)	102,000
原材料及び貯蔵品	1,810,477	長期借入金(1年内返済)	710,004
繰延税金資産	322,782	未払法人税等	91,327
その他	520,836	賞与引当金	609,909
貸倒引当金	△21,170	その他	1,702,046
固定資産	12,078,136	固定負債	8,411,079
有形固定資産	8,076,540	社債	404,000
建物及び構築物	3,461,521	長期借入金	5,473,314
機械装置及び運搬具	1,551,547	退職給付に係る負債	2,161,137
土地	2,257,694	その他	372,628
建設仮勘定	399,888	負債合計	20,066,545
その他	405,888	(純資産の部)	
無形固定資産	484,476	株主資本	13,609,130
その他	484,476	資本金	4,651,066
投資その他の資産	3,517,119	資本剰余金	4,525,645
投資有価証券	2,920,780	利益剰余金	4,660,583
繰延税金資産	433,608	自己株式	△228,166
その他	196,211	その他の包括利益累計額	774,001
貸倒引当金	△33,480	その他有価証券評価差額金	885,188
		繰延ヘッジ損益	512
		為替換算調整勘定	62,914
		退職給付に係る調整累計額	△174,614
		純資産合計	14,383,131
資産合計	34,449,676	負債・純資産合計	34,449,676

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年10月1日から  
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

売上高					35,178,779
売上原価					25,952,998
売上総利益					9,225,780
販売費及び一般管理費					7,976,357
営業利益					1,249,422
営業外収益					
受取利息			15,048		
受取配当金			66,236		
その他			55,981		137,266
営業外費用					
支払利息			120,872		
持分法による投資損失			21,768		
退職給付費用			160,473		
その他			136,665		439,780
経常利益					946,909
特別利益					
固定資産売却益			2,307		
投資有価証券売却益			88,516		90,823
特別損失					
固定資産処分損			21,122		
事務所移転費用			2,387		
その他			47		23,556
税金等調整前当期純利益					1,014,176
法人税、住民税及び事業税			183,346		
法人税等調整額			183,007		366,354
少数株主損益調整前当期純利益					647,822
当期純利益					647,822

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から  
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,651,066	4,525,422	4,482,707	△228,646	13,430,550
会計方針の変更による 累積的影響額			△273,603		△273,603
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	4,651,066	4,525,422	4,209,104	△228,646	13,156,947
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△196,342		△196,342
当期純利益			647,822		647,822
自己株式の取得				△224	△224
自己株式の処分		223		704	928
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	-	223	451,479	480	452,183
当連結会計年度末残高	4,651,066	4,525,645	4,660,583	△228,166	13,609,130

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	882,789	-	93,044	△164,235	811,598	14,242,148
会計方針の変更による 累積的影響額						△273,603
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	882,789	-	93,044	△164,235	811,598	13,968,545
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△196,342
当期純利益						647,822
自己株式の取得						△224
自己株式の処分						928
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	2,399	512	△30,129	△10,379	△37,596	△37,596
当連結会計年度中の変動額合計	2,399	512	△30,129	△10,379	△37,596	414,586
当連結会計年度末残高	885,188	512	62,914	△174,614	774,001	14,383,131

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 7社  
 連結子会社の名称 日本クライス株式会社、マルヤマエクセル株式会社、マルヤマU.S.,INC.、西部丸山株式会社、丸山物流株式会社、マルヤマ（タイ）CO.,LTD.、丸山（上海）貿易有限公司
- (2) 主要な非連結子会社の名称 株式会社M&Sテクノロジー  
 アジアンマルヤマ（タイ）CO.,LTD.  
 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社2社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社  
 関連会社 山東秋田丸山機械股份有限公司
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社  
 非連結子会社  
 株式会社M&Sテクノロジーおよびアジアンマルヤマ（タイ）CO.,LTD.は、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体からしても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
マルヤマ（タイ）CO.,LTD.	6月30日 ※1
丸山（上海）貿易有限公司	12月31日 ※2

※1. 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

※2. 6月30日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

###### その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの……………総平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

たな卸資産……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く。）および賃貸専用有形固定資産については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

##### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異（2,407,096千円）は、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

##### 5. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産および負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。



## 6. 重要なヘッジ会計の方法

### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約・通貨スワップ 金利スワップ	外貨建債権債務 長期借入金

### ヘッジ方針

当社および一部の連結子会社は輸出取引における為替および金融取引における市場金利に関するリスクをヘッジする目的で行っております。

なお、デリバティブ取引については、実際の輸出取引および金融取引の金額を上限とし、投機目的のための取引は行わない方針であります。

### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 7. その他連結計算書類作成のための重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が425,940千円増加し、利益剰余金が273,603千円減少しております。また、これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当連結会計年度より適用しております。なお、当連結会計年度の期首より前に締結された信託契約であるため、従来採用していた方法を継続適用しており、当実務対応報告の適用による連結計算書類への影響はありません。

(追加情報)

法人税率の変更等による影響

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)および「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に利用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成28年10月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.26%に変動いたします。

この法定実効税率の変動により、当連結会計年度末の一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が、37,936千円減少し、法人税等調整額が82,113千円増加しております。

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 取引の概要

当社は当社およびグループ会社従業員のうち、一定の要件を満たす者に対する報酬の一部として当社株式を給付することにより、報酬と当社の株価や業績との連動性をより強め、従業員が株主の皆様と株価上昇による経済的な利益を共有することにより従業員の株価への意識や労働意欲を高め、ひいては中長期にみて当社グループの企業価値を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社およびグループ会社の従業員（管理職員）に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社およびグループ会社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、当該従業員の退職時に累積した付与ポイントに相当する当社株式を給付します。退職者等に対し給付する当社株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理いたします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ①信託における帳簿価額は前連結会計年度91,788千円、当連結会計年度91,084千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- ②期末株式数は、前連結会計年度521,000株、当連結会計年度517,000株であり、期中平均株式数は、前連結会計年度521,231株、当連結会計年度519,154株であります。期中平均株式数は、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,359,966千円
2. 担保に供している資産	
建物	1,366,504千円
機械及び装置	11,964千円
土地	803,329千円
投資有価証券	2,087,096千円
上記に対する債務	
長期借入金（1年内返済）	435,010千円
長期借入金	4,860,000千円
長期預り金	117,946千円
3. 売上債権流動化に伴う遡及義務	69,828千円

#### 4. シンジケートローン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行とシンジケートローン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	4,000,000千円

貸出タームローンの総額	3,500,000千円
借入実行残高	3,500,000千円
差引額	－千円

#### 5. 財務制限条項

平成24年2月29日締結のシンジケートローン契約に下記の条項が付されております。

- ① 各年度の決算日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を平成23年9月期の決算日の連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算日の連結損益計算書における経常損益が2期連続して損失にならないようにすること。

平成24年6月28日締結のe-Notelless利用契約（電子記録債権買取）に下記の条項が付されております。

- ① 各年度の決算日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を平成23年9月期の決算日の連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算日の連結損益計算書における経常損益が2期連続して損失にならないようにすること。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 50,293,328株
2. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年12月18日 定時株主総会	普通株式	198,426千円	4.00円	平成26年9月30日	平成26年12月19日

(注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が、基準日現在に所有する当社株式521,000株に対する配当金2,084千円を含んでおります。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年12月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	198,422千円	4.00円	平成27年9月30日	平成27年12月18日

(注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が、基準日現在に所有する当社株式517,000株に対する配当金2,068千円を含んでおります。

## 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針  
当社グループは、資金運用については安全性の高い短期の定期性預金等に限定し、また、資金調達については主に自己資金または金融機関からの調達で賄う方針であります。なお、デリバティブ取引については、輸出取引における為替および金融取引における市場金利に関するリスクをヘッジする目的で行っており、投機目的のための取引は行わない方針であります。
  - (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制  
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内管理規程に従いリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、社債および借入金の使途は主に運転資金であり、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰表を作成するなどの方法により管理しております。
  - (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。  
(注2) 参照

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,681,490	2,681,490	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,013,095	11,013,095	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,657,253	2,657,253	—
資産計	16,351,839	16,351,839	—
(4) 支払手形及び買掛金	2,748,597	2,748,597	—
(5) 電子記録債務	5,607,601	5,607,601	—
(6) 社債(※)	506,000	509,018	3,018
(7) 長期借入金(※)	6,183,318	6,224,741	41,423
負債計	15,045,517	15,089,959	44,442
(8) デリバティブ取引	—	—	—

※ 1年内償還予定および1年内返済予定を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
これらは、すべて株式であり、その時価については取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 電子記録債務  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 社債  
元利金の合計額を、新規に社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (7) 長期借入金  
 固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) デリバティブ取引  
 ヘッジ会計の方法毎の連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,885,000	2,885,000	※	－

※ 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(7) 参照)

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額225,480千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
 (単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	2,681,490
受取手形及び売掛金	11,013,095

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
社債	102,000	72,000	332,000	－	－
長期借入金	710,004	4,366,628	576,686	380,000	150,000

### 賃貸等不動産に関する注記

当社および一部の子会社では、千葉県その他の地域において、賃貸用の施設（土地を含む。）等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する利益は45,705千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
670,644	△36,986	633,657	1,733,547

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

（注） 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費であります。

（注） 3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

### 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 293円00銭

2. 1株当たり当期純利益 13円20銭

（注） 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を含めております。

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,572,694	流動負債	11,438,657
現金及び預金	1,535,764	支払手形	262,564
受取手形	1,844,099	電子記録債務	3,702,410
売掛金	8,754,725	買掛金	4,816,222
商品及び製品	4,895,343	社債(1年内償還)	102,000
仕掛品	218,403	長期借入金(1年内返済)	510,000
原材料及び貯蔵品	1,032,896	未払金	1,269,921
繰延税金資産	215,464	未払法人税等	85,815
その他	1,082,808	賞与引当金	414,503
貸倒引当金	△6,809	設備支払手形	30,305
固定資産	11,916,553	その他	244,914
有形固定資産	6,831,907	固定負債	6,730,114
建物	3,085,787	社債	204,000
構築物	127,959	長期借入金	4,860,000
機械及び装置	815,206	退職給付引当金	1,248,042
車輛運搬具	6,686	長期預り金	139,217
工具・器具・備品	139,274	その他	278,854
土地	2,198,478	負債合計	18,168,772
リース資産	109,133	(純資産の部)	
建設仮勘定	349,381	株主資本	12,436,791
無形固定資産	484,476	資本金	4,651,066
その他	484,476	資本剰余金	4,525,645
投資その他の資産	4,600,169	資本準備金	1,225,143
投資有価証券	2,866,389	その他資本剰余金	3,300,502
関係会社株式	1,330,895	利益剰余金	3,488,245
出資	2,398	その他利益剰余金	3,488,245
関係会社出資金	51,770	圧縮記帳積立金	8,709
関係会社長期貸付金	128,800	特別償却準備金	93,250
繰延税金資産	75,220	別途積立金	1,100,000
その他	163,485	繰越利益剰余金	2,286,285
貸倒引当金	△18,788	自己株式	△228,166
資産合計	31,489,248	評価・換算差額等	883,683
		その他有価証券評価差額金	883,171
		繰延ヘッジ損益	512
		純資産合計	13,320,475
		負債・純資産合計	31,489,248

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成26年10月1日から  
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

売	上	高		32,166,886
売	上	原	価	24,676,049
売	上	総	利 益	7,490,837
販	費	及	び 一 般 管 理 費	6,680,217
営	業	利	益	810,619
営	業	外	収 益	
受	取	利	息	10,280
受	取	配	当 金	125,543
そ		の	他	237,058
372,882				
営	業	外	費 用	
支	払	利	息	101,230
そ		の	他	257,442
358,672				
経	常	利	益	824,828
特	別	利	益	
投	資	有	価 証 券 売 却 益	88,516
88,516				88,516
特	別	損	失	
固	定	資	産 処 分 損	20,224
関	係	会	社 株 式 評 価 損	42,453
そ		の	他	47
62,725				
税	引	前	当 期 純 利 益	850,620
法	人	税	、 住 民 税 及 び 事 業 税	256,320
法	人	税	等 調 整 額	143,421
399,742				
当	期	純	利 益	450,877

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から)  
(平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
				圧縮記帳 積立金	特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当事業年度期首残高	4,651,066	1,225,143	3,300,279	4,525,422	9,231	103,568	1,100,000	2,215,768	3,428,568
会計方針の変更による 累積的影響額								△194,857	△194,857
会計方針の変更を反映した 当事業年度期首残高	4,651,066	1,225,143	3,300,279	4,525,422	9,231	103,568	1,100,000	2,020,911	3,233,710
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△196,342	△196,342
当期純利益								450,877	450,877
圧縮記帳積立金の取崩					△522			522	－
特別償却準備金の取崩						△10,317		10,317	－
自己株式の取得									
自己株式の処分			223	223					
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の変動額合計	－	－	223	223	△522	△10,317	－	265,374	254,534
当事業年度末残高	4,651,066	1,225,143	3,300,502	4,525,645	8,709	93,250	1,100,000	2,286,285	3,488,245

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その 他 有価証券 評価差額	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	△228,646	12,376,411	880,967	－	880,967	13,257,378
会計方針の変更による 累積的影響額		△194,857				△194,857
会計方針の変更を反映した 当事業年度期首残高	△228,646	12,181,553	880,967	－	880,967	13,062,520
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△196,342				△196,342
当期純利益		450,877				450,877
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
特別償却準備金の取崩		－				－
自己株式の取得	△224	△224				△224
自己株式の処分	704	928				928
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)			2,204	512	2,716	2,716
当事業年度中の変動額合計	480	255,238	2,204	512	2,716	257,955
当事業年度末残高	△228,166	12,436,791	883,171	512	883,683	13,320,475

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
  - 子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
    - 時価のないもの……………総平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法……………総平均法による原価法  
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法
    - ただし、建物（建物附属設備を除く）および賃貸専用有形固定資産については定額法を採用しております。
    - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 3～50年
  - 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
    - ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）  
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金
    - 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金
    - 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

- (3) 退職給付引当金  
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法  
 会計基準変更時差異（1,954,213千円）は、15年による按分額を費用処理しております。  
 過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生年度から費用処理しております。  
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法  
 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- |             |         |
|-------------|---------|
| ヘッジ手段       | ヘッジ対象   |
| 為替予約・通貨スワップ | 外貨建債権債務 |
| 金利スワップ      | 長期借入金   |
- (3) ヘッジ方針  
 当社は輸出取引における為替および金融取引における市場金利に関するリスクをヘッジする目的で行っております。  
 なお、デリバティブ取引については、実際の輸出取引および金融取引の金額を上限とし、投機目的のための取引は行わない方針であります。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法  
 ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 8. その他計算書類作成のための重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (3) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

## 9. 会計方針の変更

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が302,761千円増加し、繰越利益剰余金が194,857千円減少しております。また、これによる当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用しております。なお、当事業年度の期首より前に締結された信託契約であるため、従来採用していた方法を継続適用しており、当実務対応報告の適用による計算書類への影響はありません。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 取引の概要

当社は当社およびグループ会社従業員のうち、一定の要件を満たす者に対する報酬の一部として当社株式を給付することにより、報酬と当社の株価や業績との連動性をより強め、従業員が株主の皆様と株価上昇による経済的な利益を共有することにより従業員の株価への意識や労働意欲を高め、ひいては中長期にみて当社グループの企業価値を高めることを目的として、「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社およびグループ会社の従業員(管理職員)に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社およびグループ会社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、当該従業員の退職時に累積した付与ポイントに相当する当社株式を給付します。退職者等に対し給付する当社株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理いたします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

①信託における帳簿価額は前事業年度91,788千円、当事業年度91,084千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

②期末株式数は、前事業年度521,000株、当事業年度517,000株であり、期中平均株式数は、前事業年度521,231株、当事業年度519,154株であります。期中平均株式数は、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	2,324,067千円
短期金銭債務	4,385,090千円
長期金銭債権	128,800千円
長期金銭債務	60,694千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	11,218,333千円
3. 担保に供している資産	
建物	1,366,504千円
機械及び装置	11,964千円
土地	803,329千円
投資有価証券	2,087,096千円
上記に対する債務	
長期借入金(1年内返済)	435,010千円
長期借入金	4,860,000千円
長期預り金	117,946千円

#### 4. 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
日本クライス株式会社	1,520,342千円	金融機関に対する電子記録債務
マルヤマエクセル株式会社	84,069千円	金融機関に対する電子記録債務
西部丸山株式会社	213,428千円	金融機関に対する電子記録債務
丸山物流株式会社	87,350千円	金融機関に対する電子記録債務
マルヤマU.S.,INC.	84,679千円	金融機関に対する借入債務

5. 売上債権流動化に伴う遡及義務 69,828千円

#### 6. シンジケートローン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行とシンジケートローン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	4,000,000千円

貸出タームローンの総額	3,500,000千円
借入実行残高	3,500,000千円
差引額	－千円

#### 7. 財務制限条項

平成24年2月29日締結のシンジケートローン契約に下記の条項が付されております。

① 各年度の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額を平成23年9月期の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

② 各年度の決算日の損益計算書における経常損益が2期連続して損失にならないようにすること。

平成24年6月28日締結のe-Notes利用契約（電子記録債権買取）に下記の条項が付されております。

① 各年度の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額を平成23年9月期の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

② 各年度の決算日の損益計算書における経常損益が2期連続して損失にならないようにすること。

#### 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

売上高	3,088,222千円
仕入高	11,092,515千円
営業取引以外の取引高	179,909千円



## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,204,611株

(注) 当事業年度末に資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式517,000株を自己株式の数に含めております。

## 税効果会計に関する注記

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産(流動)

賞与引当金	137,034千円
未払事業税	8,056千円
貸倒引当金	2,101千円
その他	68,524千円
小計	215,717千円

## 繰延税金負債(流動)

繰延ヘッジ損益	253千円
小計	253千円

繰延税金資産(流動)の純額 215,464千円

## 繰延税金資産(固定)

未払役員退職慰労金	38,421千円
退職給付引当金	402,961千円
関係会社株式評価損	139,536千円
その他	146,336千円
合計	727,256千円
評価性引当額	△182,601千円
小計	544,655千円

## 繰延税金負債(固定)

固定資産圧縮記帳積立金	4,159千円
特別償却準備金	44,680千円
その他有価証券評価差額金	420,594千円
小計	469,433千円
繰延税金資産(固定)の純額	75,220千円

## 2. 法人税率の変更等による影響

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）および「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に利用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成28年10月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.26%に変動いたします。

この法定実効税率の変動により、当事業年度末の一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が、24,044千円減少し、法人税等調整額が68,131千円増加しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

属性	会社名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所 有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	マルヤマ エクセル 株式会社	東京都 千代田 区	242	農林業 用機械、工 業用機械、 その他の製 造機械の販 売	100	兼任 7名	当社製品 の販売	製品の販売 (注) 2	602,299	売掛金	356,990
子会社	日本クラ イス株式 会社	千葉県 東金市	95	農林業 機械の製 造	100	兼任 6名	当社製品 の製造	製品の購入 (注) 2	6,841,231	買掛金	2,982,148
								仕入債務に 対する保証	1,520,342	-	-
								資金の貸付 (注) 3	510,000	短期貸付金	120,000
								資金の回収	390,000		
子会社	西部丸山 株式会社	岡山県 苫田郡	50	農林業 機械、工 業用機械、 用機械の製 造	100	兼任 6名	当社製品 の製造	製品の購入 (注) 2	1,493,469	買掛金	656,558
								資金の貸付 (注) 3	760,000	短期貸付金	360,000
								資金の回収	460,000		
子会社	マルヤマ U.S. INC.	米国 テキサ ス州	242 万米ドル	農林業 用機械の 販売	100	兼任 3名	当社製品 の販売	製品の販売 (注) 2	1,321,257	売掛金	1,087,471

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 製品および部品の販売、購入価格は、市場価格を勘案した一般的取引と同様に決定しております。  
 3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 271円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 9円19銭   |

(注) 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を含めております。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月9日

株式会社丸山製作所  
取締役会 御中

監査法人大手門会計事務所

指 定 社 員 公認会計士 植 木 暢 茂 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 武 川 博 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社丸山製作所の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸山製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年11月9日

株式会社丸山製作所  
取締役会 御中

監査法人大手門会計事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 植 木 暢 茂 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 武 川 博 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丸山製作所の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月11日

株式会社丸山製作所 監査役会

常任監査役(常勤、社外監査役)	砂 山 晃 一 ㊟
監 査 役(常勤)	三 輪 成 祥 ㊟
監 査 役(社外監査役)	土 岐 敦 司 ㊟
監 査 役(社外監査役)	税 所 正 明 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的な配当を継続することを基本といたしまして、将来の事業展開に必要な内部留保ならびに業績見込みなどを勘案するという方針に基づき検討した結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金4円 配当総額198,422,868円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年12月18日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1)平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監督機能をより一層強化することに加え、監督と業務執行を分離し、迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を置く監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行のために、取締役および取締役会の規定に、監査等委員会に関する規定を追加するとともに、監査役および監査役会の規定を削除するものであります。
- (2)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の定員を適正な数とするため、上限員数を13名から9名にするものであります。
- (3)会社法改正により、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することが可能となりましたので、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更するものであります。  
なお、本変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4)会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう新設するものであります。
- (5)現行定款第38条の削除に伴い、附則を新設するものであります。
- (6)条文の新設および削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更は、本總會終結の時をもって効力が発生するものといたします。



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 <u>監査役</u>	2 <u>監査等委員会</u>
3 <u>監査役会</u>	<削 除>
4 会計監査人	<u>3</u> 会計監査人
第5条～第18条 <条文省略>	第5条～第18条 <現行どおり>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は <u>13</u> 名以内とする。	第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は <u>9</u> 名以内とする。
<新 設>	② <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>
② <条文省略>	② <現行どおり>
③ <条文省略>	③ <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議のあった株主総会后、2年後の定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会はその決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮できる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮できる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>② 当社は取締役会の決議事項について取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>② 当社は取締役会の決議事項について取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u>  第29条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u>  第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>  ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u>  第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  ② <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役および常任監査役)</u>  第32条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>  ② <u>監査役の協議により、常任監査役を置くことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u>  第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>&lt;削 除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会</u>の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(<u>監査役会</u>の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の決議方法)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決</u>に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(<u>監査役会</u>の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査役会</u>の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した<u>監査役</u>は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の議事録)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した<u>監査等委員</u>は、これに記名押印し、または電子署名を行う。</p>
<p>(<u>監査役会</u>規則)</p> <p>第36条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>で定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>規則)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>で定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役に対する報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において、免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第36条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議により定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当) 第40条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第41条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(剰余金の配当) 第37条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第38条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 平成27年12月開催の第80回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除および締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p>



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	内山治男 (昭和18年2月5日生)	昭和40年4月 当社入社 昭和49年11月 当社取締役 昭和53年12月 当社常務取締役 昭和57年12月 当社専務取締役 昭和58年12月 当社代表取締役社長 平成22年10月 当社代表取締役会長 [現在に至る]	544,000株
2	尾頭正伸 (昭和27年5月10日生)	昭和51年4月 当社入社 平成8年4月 マルヤマU.S.,INC.取締役副社長 平成9年12月 同社取締役社長 平成13年10月 当社社長補佐兼グループ統括室長 平成13年12月 当社取締役 平成14年7月 当社経営企画室長 平成15年12月 当社常務取締役 平成16年10月 当社管理本部長 平成19年4月 当社製造本部長兼千葉工場長 平成20年10月 当社専務取締役管理本部長 平成21年10月 当社国内営業本部長兼海外事業部長 平成22年10月 当社代表取締役社長 [現在に至る]	73,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	かま くら とし ひろ 鎌 倉 利 博 (昭和26年3月25日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年4月 当社人事総務部長 平成14年10月 当社生産管理部長 平成14年12月 当社取締役 平成15年10月 株式会社マルテックス常務取締役工場長 平成19年4月 当社製造本部千葉工場副工場長兼量産品事業部長 平成19年12月 当社取締役 平成20年10月 当社常務取締役製造本部長兼千葉工場長 平成21年10月 当社管理本部長 平成22年10月 当社専務取締役 [現在に至る] 平成23年4月 当社管理本部長兼製造本部長 平成23年12月 当社管理本部長 [現在に至る]	64,000株
4	すぎ もと じゅん いち 杉 本 淳 一 (昭和29年9月29日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年10月 日本クライス株式会社工場長 平成16年10月 同社取締役工場長 平成18年10月 同社常務取締役工場長 平成23年4月 当社千葉工場長 平成23年12月 当社常務取締役製造本部長兼千葉工場長 平成24年10月 当社常務取締役生産本部長兼千葉工場長 [現在に至る] 平成26年10月 当社量産品事業部長 平成27年10月 当社ポンプ事業部長 [現在に至る] (重要な兼職の状況) 日本クライス株式会社代表取締役社長 西部丸山株式会社代表取締役社長	37,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	えん とう しげ み 遠 藤 茂 巳 (昭和28年6月20日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年10月 当社東北支店長 平成19年10月 当社国内営業副本部長兼営業管理部長 平成19年12月 当社取締役 平成21年10月 当社営業推進部長 平成22年11月 当社国内営業本部長兼営業推進部長 平成23年4月 当社国内営業本部長 平成24年10月 当社営業本部長兼国内営業本部長 [現在に至る] 平成24年12月 当社常務取締役 [現在に至る] (重要な兼職の状況) マルヤマエクセル株式会社代表取締役社長 丸山物流株式会社代表取締役社長	24,000株
6	やま だ かつ ひこ 山 田 克 彦 (昭和28年4月21日生)	昭和52年3月 当社入社 平成13年10月 当社千葉工場生産技術部長 平成15年10月 当社千葉工場工場管理部長 平成16年10月 当社製造本部量産品事業部製造部長 平成17年10月 株式会社マルテックス製造部長 平成19年7月 当社製造本部量産品事業部製造部長 平成22年10月 当社千葉工場品質管理部長 平成22年12月 当社取締役 [現在に至る] 平成24年10月 当社生産本部品質ものづくり統括部長兼千葉工場品質管理部長 [現在に至る]	9,000株
7	いし むら たか ひろ 石 村 孝 裕 (昭和37年7月17日生)	昭和60年4月 当社入社 平成17年10月 当社量販店営業部長 平成19年10月 当社関東甲信越支店長 平成23年4月 当社営業推進部長 平成23年12月 当社取締役 [現在に至る] 平成24年10月 当社営業本部営業推進統括部長 平成25年10月 当社営業本部営業推進統括部長兼営業管理部長 平成26年4月 当社営業本部営業推進統括部長 [現在に至る]	14,000株

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	内山剛治 (昭和46年9月22日生)	平成8年4月 当社入社 平成18年2月 マルヤマU.S.,INC.取締役副社長 平成18年10月 同社取締役社長 平成23年7月 当社経営企画室長 [現在に至る] 平成23年12月 当社取締役 [現在に至る] (重要な兼職の状況) マルヤマ(タイ)CO.,LTD.取締役社長	29,000株
9	小松豊 (昭和23年2月1日生)	昭和45年4月 株式会社富士銀行入行 平成8年5月 同 財務商品開発部長 平成10年1月 同 デリバティブズ業務開発部長 平成12年6月 同 執行役員デリバティブズ業務開発部長 平成13年5月 同 常務執行役員インターナショナルバンキンググループ長兼インベストメントバンキンググループ長兼トレーディンググループ長兼投資ファイナンス営業部長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行専務執行役員 平成14年12月 株式会社みずほコーポレート銀行理事 平成15年3月 みずほ総合研究所株式会社常勤監査役 平成16年12月 当社社外監査役 平成24年6月 日油株式会社社外監査役 平成25年1月 当社非常勤顧問 平成25年3月 東京建物不動産販売株式会社社外監査役 平成25年12月 当社社外取締役 [現在に至る] (重要な兼職の状況) 日油株式会社社外取締役	16,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小松豊氏は社外取締役候補者であります。
3. 小松豊氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関において経営に長年携わってこられたことから、経験と幅広い見識を有しており、また、当社社外監査役を8年間経験していることから、当社の経営全般に対する助言を期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 小松豊氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年であります。
5. 社外取締役候補者である小松豊氏は、現在当社の社外取締役であり、当社との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は上記の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その場合、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	すなやま こういち 砂山晃一 (昭和32年9月5日生)	昭和56年4月 株式会社富士銀行入社 平成14年4月 株式会社みずほ銀行法務部次長 平成15年3月 同 新潟万代橋支店長 平成16年4月 同 神谷町支店長兼神谷町駅前支店長 平成17年2月 同 神谷町支店長 平成17年8月 同 法務部長 平成22年4月 同 執行役員法務部長 平成24年3月 同 理事 平成24年12月 当社社外監査役〔現在に至る〕	6,000株
2	と き あつ し 土岐敦司 (昭和30年5月19日生)	昭和58年4月 弁護士〔現在に至る〕 平成13年12月 当社社外監査役〔現在に至る〕 平成15年5月 株式会社パルコ社外取締役 平成15年6月 株式会社クレディセゾン社外監査役 平成20年5月 更生会社トスコ管財人 (重要な兼職の状況) ミドリ安全株式会社社外監査役 日鉄住金テックスエンジ株式会社社外監査役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	さい しょう まさ あき 税 所 正 明 (昭和29年3月5日生)	昭和52年4月 農林中央金庫入庫 平成14年6月 同 営業第二部長 平成16年6月 同 特定事項対策班部長 平成17年2月 同 審査第二部主任審査役 平成17年6月 同 審査第二部長 平成18年7月 同 審査部長 平成19年6月 保土谷化学工業株式会社常勤監査役 平成24年6月 株式会社農林中金総合研究所顧問 平成24年12月 当社社外監査役〔現在に至る〕 (重要な兼職の状況) 第一生命農林中金ビル管理株式会社代表取締役常務	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 砂山晃一氏、土岐敦司氏および税所正明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 砂山晃一氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における豊富な経験や幅広い見識に基づき、これまで当社常勤の社外監査役として、取締役会や経営会議に出席し、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断したためであります。
4. 土岐敦司氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた専門的な知識や豊富な経験、幅広い見識に基づき、これまで当社の社外監査役として、取締役会に出席し、法律の専門家の立場から当社のガバナンス体制確立に大きく寄与されました。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から、当社の監査・監督はもちろんのこと、更なるガバナンス体制の強化に資すると判断したためであります。
- なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 税所正明氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における豊富な経験や幅広い見識に基づき、これまで当社の社外監査役として、取締役会に出席し、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断したためであります。
6. 監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、砂山晃一氏が3年、土岐敦司氏が14年、税所正明氏が3年となります。

7. 当社は、砂山晃一、土岐敦司および税所正明の各氏との間で、社外監査役として、会社法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記の責任限定契約を締結する予定であります。その場合、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。
8. 当社は、土岐敦司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。同氏の監査等委員である社外取締役として選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成16年12月21日開催の第69回定時株主総会において月額2,500万円以内とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、同額の月額2,500万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力が生じるものとします。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名となります。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

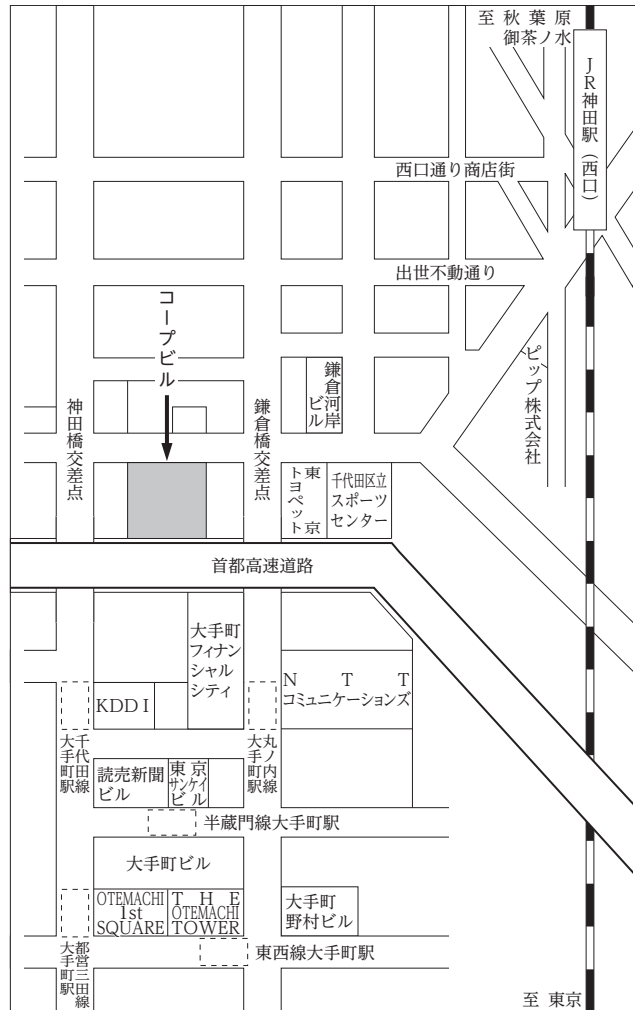
当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額700万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として効力を生じるものとします。

第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以上

# 第80回定時株主総会会場ご案内図



会 場 東京都千代田区内神田一丁目1番12号  
 コープビル 6階 第三会議室  
 最寄駅 JR 神田駅西口  
 地下鉄 大手町駅



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。

